

令和 3 年度
大阪府堺市保健医療協議会 部会審議概要

歯科保健部会	2
精神医療部会	5
救急医療体制調整部会	7
薬事部会	9
在宅医療・ターミナルケア部会	12
医療・病床部会	14

会議の名称	第1回 大阪府堺市保健医療協議会 歯科保健部会
開催日時等	日時：令和3年12月21日（火）午後2時～午後3時40分 場所：堺市民芸術文化ホール（フェニーチェ堺） 2階 多目的室
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 堺市歯科口腔保健推進条例について 2 堺市成人歯科検診及び口腔がん検診の今後の展開 3 堺地域医療連携支援センターにおける歯科の現状と課題について 4 第7次大阪府医療計画 中間評価について 5 その他
会議の概要	<p>議題1. 堺市歯科口腔保健推進条例について</p> <ul style="list-style-type: none"> ●本条例は、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進するため、令和3年に施行された条例であり、市民が定期的に歯科検診を受けること等の推奨や、障害者・介護を必要とする高齢者が定期的に歯科検診を受けること、または歯科医療を受けることができるようにするなどの内容となっている。 ●本条例に規定のある計画については、堺市歯科口腔保健推進計画を継承して進捗管理を行い、議会への報告も行う。 ●健やかな生活習慣の形成に向け、適切な食生活や口腔ケア、適度な運動等のバランスの取れた健康的な生活習慣を確立するため、市民自らが生活習慣を改善して健康を推進し、生活習慣病の発症を予防するよう、取り組んでいく。 <p>(意見等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本条例には、市の責務や財政上の措置等についても記載されているので、そのようなことも含めて努力をお願いします。 ○条例も制定されたということで、狭山美原歯科医師会としても、より一層連携を取って取り組んでいきたい。 ○本条例をどのように有効活用し市民の口腔衛生の向上につなげていくか等について、意見交換の場を設けていただきたい。 <p>(質問)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成23年に歯科口腔保健推進に関する法律が施行されてから、議員提案によって、本条例が制定されるまで10年もかかったのはなぜか。また、堺市が制定した本条例の特徴等を聞かせていただきたい。 ○災害やオーラルフレイルについて条例に記載していることは、非常に重要で新しいことであり、真剣に進めないといけない。特に、災害関連死という問題もあるが、どのように考えているのか。 <p>(堺市の回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○条例の制定については、法律制定後、まずは計画を策定して推進してきたところであ

るが、10年かかってしまったということは重く受け止めないといけないと考えている。また、特徴としては、法律が施行されてからの10年間で他の自治体で取り組まれてきたことを盛り込んでいる。

○災害時の対応については、歯科医師会を含め関係機関と一緒に考えていけたらと思う。

議題2. 堺市成人歯科検診及び口腔がん検診の今後の展開

●堺市成人歯科検診の受診率について、平成29年度より30歳及び35歳が対象者として拡充されたことから総数は増加しているが、受診率は低下している。令和元年度及び令和2年度においては、対象年齢を再構築したことから、総数と受診率は増加している。

●年齢別の受診率については、若い世代の受診率が低い状況であり、周知啓発のさらなる工夫が必要と思われる。

●口腔がん検診について、2018年の口腔・咽頭がん罹患数は、男性が15,679、女性が6,836であった。

●他の政令市における口腔がん検診の状況については、札幌市と北九州市はイベントでの開催。千葉市は市内の協力医療機関、相模原市は口腔保健センター、神戸市は歯科医師会附属診療所で、それぞれ実施されている。

(意見等)

○成人歯科検診について、大阪狭山市は堺市と比べ、受診率が高い。さらに受診率を上げるような工夫を行政と一緒に取り組んでいきたい。

○成人歯科検診については、歯科医師会や堺市等の関係機関との意見交換会を開いていただきたい。

○口腔がん検診については、市民の認知を上げるために、他の政令市の取組も踏まえて、堺市にも事業を検討していただきたい。

○成人歯科検診の充実させる方法としては、学校歯科検診は義務ということなので、そのような場を利用して、学校での講演・講義等を検討されてはいかがか。

(質問)

○他の政令市の口腔がん検診について、イベントでの開催や、協力医療機関での実施ということだが、出務費等は行政の負担なのか。

(堺市の回答)

○口腔がん検診の出務費等については、イベント実施の自治体は行政が負担されているかと思う。協力医療機関での実施の自治体についても、委託ということで、行政による財政支出が行われていると思う。

議題3. 堺地域医療連携支援センターにおける歯科の現状と課題について

- 平成29年度7月に、医療・介護連携を進めるための多職種間の窓口として、堺市医師会への業務委託により、堺地域医療連携支援センターを開設し、在宅歯科ケアステーションとの連携を図っている。
- 堺地域医療連携支援センターへの相談件数は、開設時から令和3年10月末までの累計で1,601件。このうち歯科に関する相談は累計で14件。
- 今後、関係機関との連携をより一層進めていくことが重要であると認識しており、医師会、歯科医師会、薬剤師会の事務局による事務連絡会を開催する等、連携強化を図っていきたい。
- 医療・介護連携に係る関連事業としては、医療・介護情報の一元的情報提供による医療介護連携の推進、堺市地域包括ケアシステムの推進に関する条例及び計画の策定、在宅生活・医療に関する意識啓発等の事業を実施している。

(意見等)

- 歯科に関する相談が14件と低いのは、周知が十分にできていないということである。現在ある連携支援センターをどのように充実させていくか、市民の方々の口腔をしっかり安定した状態にするか、ということが重要なので、行政と意見交換を行っていきたいと思う。
- 行政はたくさんのリーフレット等を作成しているが、文字も小さく、情報量が多すぎて、特に読んでもらいたい高齢者の方に読んでもらえない。配架したリーフレット等が減っているのか、活用されているのか、というデータを取るなど、もう少し工夫して見やすいリーフレットを作成していただきたい。

議題4. 第7次大阪府医療計画 中間評価について

- 資料「第7次大阪府医療計画 中間評価 堺市二次医療圏」により、堺市二次医療圏における第7次医療計画の中間評価案について説明。

(意見等)

- 特になし

議題5. その他

- 中西部会長より、「歯科特殊健康診断」及び「口腔がんサバイバーが訴える口腔がん検診」について、情報提供。

会議の名称	第1回 大阪府堺市保健医療協議会 精神医療部会
開催日時等	日時：令和4年1月14日（金）（書面会議）
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 精神疾患医療の現状について 2. 第7次大阪府医療計画中間評価（精神疾患分）について 3. 堺市自殺対策推進計画（第3次）案及び堺市依存症地域支援計画案について 4. その他
会議の概要	<p>議題1. 精神疾患医療の現状について</p> <p>●堺市二次医療圏における2020（令和2）年度の精神疾患医療の取組としている「依存症対策の推進」、「認知症対策の推進」、「地域移行・地域定着支援の推進」、「自殺対策の推進」について、概要並びに、各取組の詳細及び2021（令和3）年度の取組状況について書面にて報告。</p> <p>（意見等）</p> <p>○今後も精神疾患は増加していくのではないかと予測しているが、急性期医療や救急医療に、精神科疾患と合併した症例も今後増加していくなかでの精神疾患合併症に対する対策体制を検討する必要があると思う。</p> <p>（堺市の回答）</p> <p>○平成27年度から「夜間・休日精神科合併症支援システム」を大阪府・大阪市・堺市の共同事業として整備している。本システムは、精神科合併症患者を受け入れた二次救急医療機関・救命救急センターに対して、精神症状への診療相談を当番精神科医が受け、必要に応じて、身体科処置後精神科へのスムーズな転院を行うことをめざすものである。運用にあたっては、本システムの検証会議において利用状況を報告し、検証・改善を行いながら進めている。利用促進のため、今後も引き続きシステムの周知に努めてまいる。</p> <p>議題2. 第7次大阪府医療計画中間評価（精神疾患分）について</p> <p>●資料「第7次大阪府医療計画 中間評価 堺市二次医療圏」により、堺市二次医療圏における第7次医療計画の中間評価案について報告。</p> <p>（意見等）</p> <p>○認知症や発達障害等、今後、医療も進歩してゆくなかで、どのように先進医療の部分も、堺市二次医療圏として取り組むか方針が必要と考える。</p>

(堺市の回答)

○委員からのご意見を参考とさせて頂き、堺市二次医療圏の取組について引き続き協議してまいります。

議題3. 堺市自殺対策推進計画（第3次）案及び堺市依存症地域支援計画案について

●「堺市自殺対策推進計画（第3次）案」概要版案及び「堺市依存症地域支援計画案」概要版案について報告。

それぞれに設置する懇話会で議論したうえで市として計画案をまとめ、現在パブリックコメントを実施している。いただいたご意見を公表した後、令和4年3月下旬の計画策定を予定している。なお、「堺市依存症地域支援計画案」は令和4年度から推進する新たな計画である。

●パブリックコメントの実施

・令和3年12月16日（木）～令和4年1月18日（火）

(意見等)

○特になし

議題4. その他

●堺市内の医療機関で「都道府県連携拠点」または「地域連携拠点」と位置付けられている医療機関を掲載した「都道府県連携拠点・地域連携拠点医療機関一覧表（堺市二次医療圏）」を参考資料として提供（参考資料2）。裏面に記載のそれぞれの役割、要件に対応が可能として手上げいただいた令和3年度の堺市内の医療機関となっている。

(意見等)

○特になし

会議の名称	第1回 大阪府堺市保健医療協議会 救急医療体制調整部会
開催日時等	日時：令和4年1月18日（火）（書面会議）
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「傷病者の搬送及び受入れの実施基準〈堺市圏域版〉」医療機関リストの更新について 2. ORION（大阪府救急搬送支援・情報収集・集計分析システム）の現状について 3. 堺市二次医療圏における救急搬送の現況について 4. 夜間・休日合併症支援システムの利用状況について 5. 第7次大阪府医療計画 中間評価について 6. その他
会議の概要	<p>議題1. 「傷病者の搬送及び受入れの実施基準〈堺市圏域版〉」医療機関リストの更新について</p> <ul style="list-style-type: none"> ●医療機関リストは大阪府実施基準において、毎年、記載内容の変更等を確認・更新することとされており、今年度も各救急告示病院に照会させていただいた。 ●今年度更新された医療機関リストは今回の資料10のとおり。 <p>（意見等）</p> <p>○「医療機関リスト」に記載している「医療機関名」の表記について、法人名・病院名ともに記載しているものと、病院名のみを記載しているものが混在している。 リストとして円滑に活用するために、病院名のみを記載に統一していただきたい。</p> <p>（堺市の回答）</p> <p>○委員からのご意見を参考とさせて頂き、今回から病院名のみを記載に変更する。</p> <p>議題2. ORION（大阪府救急搬送支援・情報収集・集計分析システム）の現状について</p> <ul style="list-style-type: none"> ●圏域外搬送率では、南河内7%、大阪市・泉州が共に2%、中河内1%の割合で搬送している。全体の88%が堺市内への搬送である。 ●堺市救急告示医療機関における他市からの受入件数は、大阪市4%、泉州3%、南河内2%、中河内1%であり、全体の約10%が他市からの受入である。 ●2020年4月～2020年12月の期間で、最も多い不搬送理由は、現場処置である。 2021年から不搬送理由の項目が変更されたことにより、辞退（到着後）が多くなった。 <p>（意見等）</p> <p>○特になし</p>

議題3. 堺市二次医療圏における救急搬送の現況について

- 人口10万人当たりの救急出動件数は、堺市消防管内は全国と比較すると約1.25倍高い。年齢別の救急搬送人員は、65歳以上の高齢者が60%を越えている。
- 救急告示病院の平均応需率は、27年度は67.6%、令和2年度は65.4%であった。
- 三次救急医療機関への搬送は、令和2年度772人であり、その73.4%を堺市立総合医療センターの救命救急センターに搬送している。

(意見等)

○特になし

議題4. 夜間・休日合併症支援システムの利用状況について

- 夜間・休日精神科合併症支援システムの日数別利用実績はほぼ横ばいであるが、若干減少している。
- 堺市圏域での年間の利用件数は、令和元年度から減少傾向にある。
- 堺市二次医療圏の救急告示病院（一般科）21病院に対してシステムを利用している病院は4病院、約19%が利用している。
- 合併症支援病院側から受入れ可否を伝えるまでの時間は30分以内が約70%を占めているが、1時間以上かかるケースもある。利用される医療機関にとっては結果までに、ケースによっては時間がかかる状況がある。

(意見等)

○特になし

議題5. 第7次大阪府医療計画 中間評価について

- 資料「第7次大阪府医療計画 中間評価 堺市二次医療圏」により、堺市二次医療圏における第7次医療計画の中間評価案について報告。

(意見等)

○特になし

会議の名称	第1回 大阪府堺市保健医療協議会 薬事部会
開催日時等	日時：令和4年1月19日（水）（書面会議）
議 題	1. 地域連携薬局について 2. 後発医薬品に関する流通及び薬局の対応状況について 3. 第7次大阪府医療計画 中間評価について 4. その他
会議の概要	議題1. 地域連携薬局について ●資料「認定薬局制度について」により、認定薬局制度について報告。 ●令和3年8月1日より本制度が開始された。 ●地域包括ケアシステムを担う一員として、地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局（認定薬局）が地域医療の質の向上に貢献することが期待されている。 ●地域の薬事部会や薬事懇話会において、当該薬局の活用の仕方や在り方についてご意見いただきたい。 ●資料「地域連携薬局とは」により、地域連携薬局の認定を受けている薬局からの実務についての報告。 （質問） ○地域連携薬局に認定される条件は。 ○地域連携薬局は堺市内において、区でバラツキがあるが、どう対応していくのか。 ○そもそも地域連携薬局がどうしても必要なのか。今ある薬局だけではダメなのか。 （回答） ○地域連携薬局の認定要件として、別紙基準を満たす必要がある。 ※専門医療機関連携薬局の基準も併せて示している。 ○令和3年8月より開始された制度であるため、現段階では府内全体の地域連携薬局の認定件数を増やすことを考えている。そのため、講習会等で薬局に当該制度の周知等を行いながら、定期的に地域単位の認定薬局数を把握する予定としている。今後（一定期間が経過した段階で）、偏在の状況や認定が滞っている原因（基準の中で何が問題となっているか）などを分析し、必要な施策を講じる予定。 ○地域包括ケアシステムの構築が進む中、地域の医療、介護等の関係職種との連携を通じて各種支援を一体的に提供する必要がある。その中で薬局は他の医療提供施設と連携体制を構築し、外来受診や在宅医療など様々な療養の場を移行する患者等の服薬情報を医師をはじめとする医療関係者と情報共有を行い、その連携を通じて最適な薬学的管理を実施する必要がある。この役割を担うのが地域連携薬局であり、別紙基準を満たした薬局が認定を受け、地域連携薬局と称することが出来る。また、この認定制度により、患者が自身に適した薬局を選択できるようになる。
	この認定制度により、患者が自身に適した薬局を選択できるようになる。

議題 2. 後発医薬品に関する流通及び薬局の対応状況について

- 2020年12月に公表された医薬品製造販売業者が起こした不祥事に端を発し、後発医薬品市場における製品供給体制が不安定となっており、先発医薬品までも供給不安定に陥っている。
- 大阪府薬剤師会が、府内薬局に供給不安定な医薬品の対応についてのアンケート調査を実施した。その結果を基に今後の対応を考察した。

(意見等)

○特になし

議題 3. 第7次大阪府医療計画 中間評価について

- 資料「第7次大阪府医療計画 中間評価 堺市二次医療圏」により、堺市二次医療圏における第7次医療計画の中間評価案について報告。

(意見等)

○特になし

認定薬局の基準について

- 患者が安心して相談しやすい体制
 - <地域> 構造設備（プライバシーへの配慮、バリアフリーへの配慮）
 - <専門> 構造設備（個室等のプライバシーへの配慮、バリアフリーへの配慮）

- 医療提供施設（医療機関、薬局等）との連携体制（顔の見える関係づくり）
 - <地域> 地域包括ケアシステムの構築に資する会議への継続的な参加、医療機関や薬局との情報共有の体制（外来、入退院、在宅）、それを担保する実績（医療機関への情報提供の実績：月30回以上）
 - <専門> 医療機関（がん診療連携拠点病院等）との会議への継続的な参加、医療機関や薬局との情報共有の体制、それを担保する実績（医療機関への情報提供の実績：がん患者の半数以上）

- 在宅医療に対応する体制
 - <地域> 在宅訪問の実績（月2回以上）、医療機器・衛生材料の提供

- 地域でいつでも相談・調剤できる体制への参加（薬局間の連携など）
 - <地域> 時間外の相談対応、休日・夜間の調剤対応、薬剤の提供、地域のDI室の役割、
特殊な調剤への対応（麻薬、無菌製剤処理）
 - <専門> 時間外の相談対応、休日・夜間の調剤対応、抗がん剤等の提供、特殊な調剤への対応（麻薬）、抗がん剤等に係る地域のDI室の役割

- 一定の資質を持つ薬剤師が連携体制や患者に継続して関わるための体制
 - <地域> 常勤薬剤師の勤務体制（半数が継続1年以上勤務）、研修修了薬剤師（常勤薬剤師の半数修了）、
計画的な研修受講、医療安全対策
 - <専門> 常勤薬剤師の勤務体制（半数が継続1年以上勤務）、
がんの専門性を有する薬剤師、計画的ながんの専門性に係る研修受講、
医療安全対策

※地域：地域連携薬局 専門：専門医療機関連携薬局

会議の名称	令和3年度 大阪府堺市保健医療協議会 第1回 在宅医療・ターミナルケア部会
開催日時等	日時：令和4年1月20日（木）（書面会議）
議 題	1. 訪問診療（在宅医療）の需要推計と在宅医療の目標値等の状況について 2. 第7次大阪府医療計画 中間評価について 3. 地域医療介護総合確保基金（医療分）について 4. その他
会議の概要	<p>議題1. 訪問診療（在宅医療）の需要推計と在宅医療の目標値等の状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ●令和2年度は第8次介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）の策定期間。医療計画における在宅医療の整備目標と介護保険事業計画における介護サービス量の見込みを整合的に定めるため、令和2年度に大阪府と市町村による協議を書面により実施し、府は市町村の介護サービス量の見込みが医療計画に反映されているか等の確認をした。（令和2年度は在宅医療・ターミナルケア部会の開催を中止したため、今年度改めての報告。） ●また、第7次医療計画における在宅医療の目標値の状況について報告。11項目のうちほとんどの項目が増加傾向であり、最終目標値を達成しているものもあった。項目のうち「訪問診療を実施している病院・診療所」は横ばい。「訪問診療件数」は増加傾向であり、1医療機関あたりの訪問診療件数が増加していると表している。 ●全国、大阪府、堺市の死亡の場所を比較。「病院外での死亡」は、全国31.7%、大阪府31.4%、堺市29.1%。うち「自宅」は、全国15.7%、大阪府19.0%、堺市17.7%であった。大阪府は全国と比べて居宅サービスの割合が高く、施設サービスの割合が低い傾向があり、このことが死亡の場所にも影響していることが考えられる。 <p>（質問）</p> <p>○堺市は、在宅医療の目標値に対して、実際に在宅医療がどれくらい進んでいるのか進捗を分析・把握する責任があるのか。そうであれば、在宅医療が進んでいない、目標値が達成していないとした場合、具体的にどうしていいのか考えているのか。</p> <p>（堺市の回答）</p> <p>○本市においても、在宅医療の進捗を分析・把握する責任はある。在宅医療の推進に関する取組について、未着手の部分が多いことは認識しており、今後、関係者のご意見をいただきながら、効果的な取組を考えていきたい。</p>
	<p>議題2. 第7次大阪府医療計画 中間評価について</p> <ul style="list-style-type: none"> ●資料「第7次大阪府医療計画 中間評価 堺市二次医療圏」により、堺市二次医療圏における第7次医療計画の中間評価案について報告。

(意見等)

○特になし

議題3. 地域医療介護総合確保基金（医療分）について

- 地域医療介護総合確保基金は、消費税増税分の財源を活用し、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進することを目的に、各都道府県に創設されたもの。令和3年度は、新たに「地域医療構想の達成に向けた病床数または病床の機能の変更に関する事業」の項目が追加された。
- 令和3年度の大阪府の基金計画額は59.9億円。新区分の「病床機能再編支援事業」1.0億円を除くと、58.9億円となり、基金計画総額は昨年度の58.3億円と同規模となっている。
- 令和3年度の基金事業については、各圏域等からの意見を参考に「人生会議」相談対応支援事業」を拡大。人生会議の啓発動画を作成し、令和4年1月より公開。

(意見等)

○特になし

会議の名称	第2回 大阪府堺市保健医療協議会 医療・病床部会
開催日時等	日 時：令和4年1月24日（月）午後2時～午後3時20分 開催方法：web 開催
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 令和3年度「地域医療構想」の取組と進捗状況 2. 令和3年度堺市二次医療圏における「地域医療構想」の進捗状況 3. 令和3年度堺市二次医療圏における各病院の今後の方向性 4. 地域医療への協力に関する意向書の提出状況 5. 堺市二次医療圏における第7次医療計画の中間評価 6. その他
会議の概要	<p>議題1. 令和3年度「地域医療構想」の取組と進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ●大阪府における主な課題は、①病床機能において回復期病床の不足が見込まれていること、②将来的な疾病構造の変化に対応した病院の役割分担について検討が必要であることである。 ●府域全体の入院料別病床数については、地域包括ケア病棟入院料・入院医療管理料が増加傾向である。 ●府域全体における各病院が検討している病床機能等の変更は、構想がめざす病床機能分化の方向性と概ね一致している。 ●今後の取組として、①コロナ禍における各病院の診療実態等と今後の方向性を関係者で共有し、地域において必要な医療体制の在り方を議論すること、②昨年度「継続協議」となった病院について、改めて地域で協議し、地域と合意形成を図れるよう努めること、等の取組を進めていく。 ●地域医療構想を含めた次期医療計画の検討スケジュールについては、令和4年度末までには、国から基本方針が示される予定。 <p>(意見等) ○特になし</p> <p>議題2. 令和3年度堺市二次医療圏における「地域医療構想」の進捗状況</p> <p>議題3. 令和3年度堺市二次医療圏における各病院の今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ●関連する議題であることから、2議題をまとめて説明。 ●堺市二次医療圏における各病院が検討している病床機能等の変更は、構想がめざす病床機能分化の方向性と概ね一致して進んできているが、回復期機能を担う病床への転換については、回復期リハビリテーション病棟入院料は増加しているものの、地域包括ケア病棟入院料・入院医療管理料が減少している。 ●令和3年度の病院プラン調査については、調査対象の38病院の回答率は100%であり、過剰病床への転換を予定していると回答した病院はなし。

- 病院連絡会では、「2025年に向けた病床機能として良い方向に向かっており、引き続き各病院で調整し取り組んでいただきたい。」「2025年は単なる通過点である。更なる高齢化率の上昇と現役世代の減少の加速が見込まれる。2030年、2040年に向けた展望を考える必要がある。その際の検討基盤となるのは、2025年時点の病床数である。慢性期の病床が絶対的に不足となる可能性について議論する必要があるのではないか。」等のご意見をいただいている。
- 昨年度の保健医療協議会において、「継続協議」となった堺咲花病院より、病床機能の転換予定について、説明。
- 堺咲花病院において、以前は、急性期を中心に慢性期医療への転換も予定していたが、現在は、休棟中の90床のうち、55床を急性期病床、35床を回復期病床として稼働させ、2025年に向けた病床機能として、急性期病床155床、回復期病床155床を予定している。
- 堺市二次医療圏における各医療機関の今後の方向性について協議。

【協議結果】

堺市二次医療圏における各医療機関の今後の方向性については、「意見なし」とする。

(意見等)

- 病院プランが全病院から提出されたことは良かった。
- 各医療機関の診療実態等のデータが示されており、堺市二次医療圏に足りない医療機能について共通認識を持つことも大事であるので、今後の課題とさせていただきたいと思う。

(質問)

- 今回の新型コロナウイルス感染症への対応の経験から、急性期病床に一定の余裕がなければ新興感染症への対応は難しいのではないかと考えるが、堺市と大阪府に意見を伺いたい。
- 高度急性期と急性期の明確な基準はあるのか。

(大阪府の回答)

- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた地域医療構想について、今年度は実態把握ということで、データの収集までさせていただいたが、その先の方向性についての明確な答えは出ていない。病床数の必要量等のデータの見直しなどについても国とも意見交換していきたいと考えている。今後の急性期病床の在り方についても、各病院の実態や役割を確認しながら、方向性をお示ししたいと考えている。
- 高度急性期と急性期の基準については、整理できていない。次年度以降に大阪府としての見解（特に急性期一般入院料1の基準）をお示しできるようにしたいと考えている。

(堺市の回答)

○新型コロナウイルス感染症への対応については、大阪府と連携を取りながら、対応していきたい。

議題4. 地域医療への協力に関する意向書の提出状況

- 大阪府においては、一般診療所の新規開設者を対象とした「地域医療への協力」及び医療機器の新規購入・更新医療機関を対象とした「医療機器の共同利用」に関する意向書を運用している。
- 「地域医療への協力」に関する意向書の提出状況は、令和3年1月から12月までで、20件の届出に対し、提出は3件。うち、在宅医療への協力が2件、休日夜間救急センターへの協力が1件、産業医への協力が1件、学校医への協力が1件、予防接種への協力が3件、その他地域への協力が1件。
- 「医療機器の共同利用」に関する意向書の提出状況は、令和3年1月から12月までで、14件の届出に対し、提出は8件。うち、共同利用の意向があったのは、CTが6件、MRIが1件。

(意見等)

○特になし

議題5. 堺市二次医療圏における第7次医療計画の中間評価

- 資料「第7次大阪府医療計画 中間評価 堺市二次医療圏」により、堺市二次医療圏における第7次医療計画の中間評価案について説明。

(意見等)

○特になし

議題6. その他

- 近畿大学病院より、堺市圏域における開設の現状について報告。
- 2024年春頃の移転予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、2025年の11月の移転に変更。新病院の規模やコンセプト等に変更はなく、がん診療や心臓・脳血管疾患等の高度急性期医療体制の一層の充実、IT化を用いた病院機能の効率化、患者サービスの向上等に取り組む。移転後も、南河内医療圏での基幹病院としての役割を果たしていく。跡地については、大阪府及び大阪狭山市と協議しながら進めていく。

(質問)

○開設する 800 床について、病床機能は決まっておられるのか。

(近畿大学病院の回答)

○議題 3 でもご意見が上がっていたとおり、高度急性期と急性期の基準が明確には定められていないという点もあり、800 床全てを高度急性期で予定している。